

6.15 廃業届届出時に必要な書類

(1) 建築士事務所廃業等届

当機関所定の事務所廃業届様式に必要事項を記入します（システム外）。

(2) その他の必要書類

下表に基づき、PDF ファイルを 1 つの ZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。

※登録(更新)通知書（有効期間内のもの）は原本を郵送にてご返納ください。

通知書を紛失された場合は始末書を郵送してください。（データでのアップロードは受付不可）

【その他書類 一覧】

	届出事由	届出人	提出書類
必要書類	業務の廃止（個人・法人） （級の変更、法人⇄個人を含む）	開設者であった者	登録(更新)通知書→原本を郵送
	届出者が死亡したとき（個人）	相続人	登録(更新)通知書→原本を郵送
			相続人を確認できる書類 （戸籍謄本等）
	開設者が破産したとき（個人・法人）	破産管財人	登録(更新)通知書→原本を郵送
			破産管財人を確認できる書類
	法人の解散（合併による）	役員であった者	登録(更新)通知書→原本を郵送
			解散の事実を証する書類 （閉鎖事項証明書等）
	法人の解散（破産、合併以外の事由）	精算人	登録(更新)通知書→原本を郵送
			解散の事実を証する書類 （閉鎖事項証明書等）

※廃業届の受付は、建築士事務所登録(更新)通知書原本の返納確認後に受付とさせていただきます。